



うえの事務所通信

新型コロナウイルスの感染拡大により国内外で様々な影響が出ています。先週、私が住む群馬県でも感染者の発表がありました。企業経営に対しても様々なインパクトがありますが、特に切実なのは、従業員が感染する、もしくは熱などを訴えていて感染の恐れがある場合です。37.5℃の発熱が4日続いているなど、感染の恐れがある従業員に自宅待機を命じたとき、企業は従業員に休業手当を支払う必要があるのでしょうか？

企業には安全配慮義務があります。新型コロナウイルスの感染力は非常に強力で、致死率が高いということが現在の情勢から判断できます。感染の恐れがある従業員を出社させると、その従業員が実際に感染していた場合、他の従業員にもうつしてしまう可能性が大いにあります。企業においては、このような感染の拡大を防止することが、安全配慮義務の点から必要だと言えます。

したがって、他の従業員への生命・身体の安全を考えれば、感染が疑われる従業員への自宅待機命令は適法にでき、かつ、休業手当を支払う必要もないと考えます。

ただ、休業手当の支払いなしに自宅待機命令をするためには、企業が新型コロナウイルスの感染防止に配慮していることが必要です。そのような安全配慮を怠っている場合、業務中に新型コロナウイルスに罹患したと批判されても仕方ありません。

当事務所のホームページからでは新型コロナウイルスの安全指針の書式をダウンロードできるようにしてありますので良かったら参考してみてください。



ダウンロードはこちらからどうぞ



つつじが岡公園内の
ふれあい橋からの夕日

普段、ジムでトレーニングをしています。と言っても、ウォーキングをするだけです。

最近、新型コロナウイルスの影響でジム通いも自粛ムードとなっているので、専らつつじが岡公園を歩いているのですが、かつてないほど公園に人が多くいることに驚いています。

まず、普段は見かけない世代の人が多くいます。学校が休校になっているので、小学生と母親（又は祖父母）が、ストレス解消や運動不足解消のため歩いているようです。次に、ポケモンGOもしくはドラクエウォークをやっている大人をたくさん見かけます。スマホを見ながら歩いたり、集団で戦闘（もちろんバーチャル）らしきことをしていたりします。

私がジムでウォーキングをしているのは、人目がないと運動する気にならないからなのですが（図書館でないと勉強できないことと似ています）、図らずも、今、つつじが岡公園は大人も子供もたくさん歩いています。そのおかげで私も公園を歩く気になりますので、しばらくは公園歩きをしてみようと思います。

